

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月18日

【四半期会計期間】 第104期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社 青森銀行

【英訳名】 The Aomori Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 浜谷 哲

【本店の所在の場所】 青森市橋本一丁目9番30号

【電話番号】 代表 青森(017)777局1111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 石川 啓太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号
株式会社青森銀行 東京事務所

【電話番号】 代表 東京(03)3270局3587番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 肴 倉 康 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社青森銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町四丁目4番10号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	27,316	26,822	27,398	55,481	53,818
連結経常利益	百万円	1,166	3,111	4,099	3,831	5,151
連結中間純利益	百万円	861	1,447	1,932		
連結当期純利益	百万円				2,195	2,396
連結中間包括利益	百万円		4,399	3,797		
連結包括利益	百万円					1,468
連結純資産額	百万円	75,536	90,048	88,652	86,281	86,039
連結総資産額	百万円	2,199,289	2,301,704	2,387,958	2,223,798	2,317,546
1株当たり純資産額	円	401.70	402.53	400.85	385.45	385.33
1株当たり中間純利益金額	円	4.90	6.89	9.31		
1株当たり当期純利益金額	円				11.52	11.41
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円		6.89	9.30		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					11.41
自己資本比率	%	3.20	3.67	3.46	3.63	3.46
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.22	13.06	12.04	12.71	11.83
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,257	43,581	42,978	35,332	139,253
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,739	59,137	53,524	47,066	135,350
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	544	641	21,200	7,611	8,291
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	44,214	62,426	59,070	78,636	90,823
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,674 [824]	1,630 [828]	1,581 [802]	1,622 [823]	1,563 [818]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成21年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、1「中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	21,412	21,011	21,759	43,688	42,330
経常利益	百万円	889	2,712	3,641	3,087	4,349
中間純利益	百万円	761	1,419	1,906		
当期純利益	百万円				2,122	2,344
資本金	百万円	15,221	19,562	19,562	19,562	19,562
発行済株式総数	千株	176,621	211,121	211,121	211,121	211,121
純資産額	百万円	69,334	83,370	81,573	79,806	79,239
総資産額	百万円	2,180,349	2,283,387	2,370,610	2,205,550	2,300,428
預金残高	百万円	2,005,922	2,090,038	2,094,709	2,038,919	2,054,603
貸出金残高	百万円	1,354,666	1,357,036	1,373,389	1,383,628	1,387,938
有価証券残高	百万円	628,808	706,133	830,272	643,339	774,687
1株当たり中間純利益金額	円	4.34	6.76	9.18		
1株当たり当期純利益金額	円				11.14	11.17
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円		6.76	9.17		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円					11.16
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	3.17	3.65	3.43	3.61	3.44
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.65	12.54	11.40	12.23	11.26
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,530 [794]	1,496 [801]	1,472 [769]	1,491 [793]	1,464 [792]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成21年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び平成22年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたりスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日～平成23年9月30日）の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、譲渡性預金を含む総預金は、個人預金及び公金預金の増加等により前連結会計年度末比1,157億円増加し2兆2,244億円となりました。貸出金は、主に公共向け貸出の減少により、前連結会計年度末比132億円減少し1兆3,653億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比555億円増加し8,303億円となりました。

損益勘定につきましては、経常収益は有価証券関係収益の増加等により、前年同四半期比5億76百万円増収の273億98百万円となりました。また、経常費用は資金調達費用及び与信費用の減少等により、前年同四半期比4億12百万円減少の232億99百万円となりました。この結果、経常利益は前年同四半期比9億88百万円増益の40億99百万円となり、四半期純利益についても前年同四半期比4億85百万円増益の19億32百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

（銀行業務）

銀行業務の経常収益は、有価証券関係収益の増加等により、前年同四半期比7億91百万円増収の218億1百万円となりました。また、セグメント利益は資金調達費用及び与信費用の減少等により、前年同四半期比9億8百万円増益の36億53百万円となりました。

（リース業務）

リース業務の経常収益は、前年同四半期比95百万円減収の28億53百万円となりました。一方、セグメント利益は前年同四半期比27百万円増益の1億81百万円となりました。

（その他の業務）

その他の業務の経常収益は、割賦収入の減少等により前年同四半期比3億66百万円減収の32億87百万円となりました。一方、セグメント利益は与信費用の減少等により、前年同四半期比52百万円増益の2億7千万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は前年同四半期比1億66百万円減少の154億73百万円となりました。これは預金利回りの低下等により資金調達費用が前年同四半期比4億37百万円減少した一方で、貸出金の利回り低下等により資金運用収益が前年同四半期末比6億4百万円減少したことによるものであります。また役務取引等収支は、役務取引等収益の増加により、前年同四半期比77百万円増加し15億74百万円となり、その他業務収支は、債券売却益の増加等により前年同四半期比7億28百万円増加し9億68百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は、資金運用収益の増加により前年同四半期比32百万円増加の2億29百万円となりました。また役務取引等収支は、前年同四半期と同水準の2百万円となり、その他業務収支は債券償還益の減少等により前年同四半期比73百万円減少し354百万円となりました。

この結果合計では、資金運用収支は前年同四半期比1億34百万円減少の157億2百万円、役務取引等収支は前年同四半期比77百万円増加の15億77百万円、その他業務収支は前年同四半期比6億55百万円増加の13億23百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	15,639	197	15,836
	当第2四半期連結累計期間	15,473	229	15,702
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	17,365	260	27 17,598
	当第2四半期連結累計期間	16,761	272	21 17,013
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,725	63	27 1,761
	当第2四半期連結累計期間	1,288	43	21 1,310
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,497	2	1,500
	当第2四半期連結累計期間	1,574	2	1,577
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,552	13	2,566
	当第2四半期連結累計期間	2,616	13	2,629
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,054	11	1,065
	当第2四半期連結累計期間	1,041	11	1,052
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	240	427	668
	当第2四半期連結累計期間	968	354	1,323
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	240	427	668
	当第2四半期連結累計期間	1,441	384	1,826
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	472	30	502

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は代理業務による収益が増加したこと等から、前年同四半期比64百万円増加し26億16百万円となり、役務取引等費用は前年同四半期比13百万円減少し10億41百万円となりました。

国際業務部門の役務取引等収益は前年同四半期と同水準の13百万円となり、役務取引等費用についても前年同四半期と同水準の11百万円となりました。

この結果合計では、役務取引等収支は前年同四半期比77百万円増加の15億77百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,552	13	2,566
	当第2四半期連結累計期間	2,616	13	2,629
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,205		1,205
	当第2四半期連結累計期間	1,196		1,196
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	741	13	754
	当第2四半期連結累計期間	697	13	710
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	36		36
	当第2四半期連結累計期間	37		37
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	483		483
	当第2四半期連結累計期間	604		604
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	50		50
	当第2四半期連結累計期間	48		48
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	34	0	35
	当第2四半期連結累計期間	30	0	31
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,054	11	1,065
	当第2四半期連結累計期間	1,041	11	1,052
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	165	11	176
	当第2四半期連結累計期間	158	11	169

(注) 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,079,196	5,388	2,084,584
	当第2四半期連結会計期間	2,084,311	5,554	2,089,866
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	963,654		963,654
	当第2四半期連結会計期間	1,030,677		1,030,677
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,103,602		1,103,602
	当第2四半期連結会計期間	1,043,488		1,043,488
うちその他	前第2四半期連結会計期間	11,940	5,388	17,328
	当第2四半期連結会計期間	10,145	5,554	15,700
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	47,690		47,690
	当第2四半期連結会計期間	134,540		134,540
総合計	前第2四半期連結会計期間	2,126,886	5,388	2,132,274
	当第2四半期連結会計期間	2,218,851	5,554	2,224,406

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,346,750	100.00	1,365,397	100.00
製造業	138,016	10.25	140,890	10.32
農業、林業	7,246	0.54	7,336	0.54
漁業	5,058	0.37	4,975	0.36
鉱業、採石業、砂利採取業	97	0.01	118	0.01
建設業	47,611	3.53	48,266	3.53
電気・ガス・熱供給・水道業	17,199	1.28	24,187	1.77
情報通信業	8,195	0.61	9,152	0.67
運輸業、郵便業	47,760	3.55	55,455	4.06
卸売業、小売業	144,872	10.76	137,658	10.08
金融業、保険業	55,670	4.13	57,477	4.21
不動産業、物品賃貸業	92,202	6.85	91,688	6.72
各種サービス業	130,362	9.68	130,645	9.57
政府・地方公共団体	363,568	26.99	371,666	27.22
その他	288,887	21.45	285,877	20.94
特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,346,750		1,365,397	

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、期中317億53百万円減少して、第2四半期末残高は590億70百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金収支は、借入金の減少等により、前年同四半期比6億3百万円減少し、429億78百万円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金収支は、有価証券の売却による収入の増加等により、前年同四半期比56億13百万円増加し、535億24百万円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金収支は、劣後特約付社債の償還による支出等により、前年同四半期比205億59百万円減少し、212億円の減少となりました。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	17,886	18,478	592
経費(除く臨時処理分)	12,994	12,432	562
人件費	6,657	6,480	177
物件費	5,600	5,216	384
税金	736	735	1
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4,891	6,046	1,155
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,891	6,046	1,155
一般貸倒引当金繰入額	136	1,370	1,234
業務純益	5,028	7,416	2,388
うち債券関係損益	621	1,296	675
臨時損益	2,315	3,775	1,460
株式等関係損益	507	1,172	665
不良債権処理額	1,417	2,244	827
貸出金償却	1		1
個別貸倒引当金繰入額	1,232	1,982	750
その他の債権売却損等	183	261	78
貸倒引当金戻入益			
償却債権取立益		0	0
その他臨時損益	390	358	32
経常利益	2,712	3,641	929
特別損益	37	62	25
うち固定資産処分損益	36	60	24
税引前中間純利益	2,674	3,578	904
法人税、住民税及び事業税	422	20	402
法人税等調整額	833	1,651	818
法人税等合計	1,255	1,671	416
中間純利益	1,419	1,906	487

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.56	1.45	0.11
(イ) 貸出金利回	1.94	1.83	0.11
(ロ) 有価証券利回	1.21	1.10	0.11
(2) 資金調達原価	1.32	1.18	0.14
(イ) 預金等利回	0.13	0.09	0.04
(ロ) 外部負債利回	0.11	0.65	0.54
(3) 総資金利鞘	0.24	0.27	0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前 ・のれん償却前)	12.96	15.93	2.97
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入 前)	12.96	15.93	2.97
業務純益ベース	13.32	19.54	6.22
中間純利益ベース	3.76	5.02	1.26

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2,090,038	2,094,709	4,671
預金(平残)	2,097,556	2,111,598	14,042
貸出金(末残)	1,357,036	1,373,389	16,353
貸出金(平残)	1,356,844	1,364,511	7,667

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,469,736	1,509,840	40,104
法人	614,913	579,314	35,599
合計	2,084,650	2,089,155	4,505

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	324,301	318,706	5,595
住宅ローン残高	291,088	286,997	4,091
その他ローン残高	33,212	31,709	1,503

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	743,579	741,478	2,101
総貸出金残高	百万円	1,357,036	1,373,389	16,353
中小企業等貸出金比率	/ %	54.79	53.98	0.81
中小企業等貸出先件数	件	93,416	90,969	2,447
総貸出先件数	件	93,726	91,274	2,452
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.66	99.66	0.00

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	1	12		
保証	829	19,310	820	17,037
計	830	19,322	820	17,037

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,562	19,562
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	12,916	12,916
	利益剰余金	42,029	43,863
	自己株式()	532	1,422
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	629	629
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権	7	31
	連結子法人等の少数株主持分	5,535	5,885
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	287	123
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	78,601	80,085
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	78,601	80,085
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	2,289	2,126
	一般貸倒引当金	5,802	5,587
	負債性資本調達手段等	20,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	10,000
計	28,091	17,713	
うち自己資本への算入額 (B)	27,293	17,108	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,290	1,204
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	104,605	95,989
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	713,502	713,019
	オフ・バランス取引等項目	18,813	15,832
	信用リスク・アセットの額 (E)	732,316	728,852
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	68,442	68,253
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,475	5,460
計 (E) + (F) (H)	800,758	797,106	
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		13.06	12.04
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.81	10.04

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,562	19,562
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	12,916	12,916
	その他資本剰余金		
	利益準備金	6,646	6,646
	その他利益剰余金	34,252	36,036
	その他		
	自己株式()	532	1,422
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	629	629
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権	7	31
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	72,223	73,142
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	72,223	73,142
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	2,289	2,126
	一般貸倒引当金	4,722	4,664
	負債性資本調達手段等	20,000	10,000
	うち永久劣後債務(注2)		
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	20,000	10,000	
計	27,011	16,791	
うち自己資本への算入額 (B)	27,011	16,791	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,220	1,180
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	98,014	88,753
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	694,440	694,737
	オフ・バランス取引等項目	18,813	15,832
	信用リスク・アセットの額 (E)	713,254	710,570
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	68,053	67,820
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,444	5,425
計 (E) + (F) (H)	781,307	778,391	
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		12.54	11.40
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.24	9.39

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
2. 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
3. 要管理債権
要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
4. 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	179	158
危険債権	191	224
要管理債権	40	34
正常債権	13,473	13,620

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,000,000
計	294,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	211,121,615	同左	東京証券取引所 第1部	単元株式数は1,000株でありま す。
計	211,121,615	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月24日
新株予約権の数(個)	1,588(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158,800(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月30日～平成53年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225円 資本組入額 113円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要 するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関 する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
ただし、新株予約権者が取締役の地位（執行役員においては執行役員の地位）にある場合においても、平成52年7月30日以降は、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注4）に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注2）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
前記（注3）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

再編対象会社は、以下のA．からE．の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- A．再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - B．再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - C．再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - D．再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - E．新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日		211,121		19,562,602		12,916,434

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,976	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,311	3.93
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	6,156	2.91
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5,301	2.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,836	2.29
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	4,769	2.25
青森銀行職員持株会	青森県青森市橋本一丁目9番30号	4,246	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75480口)(注)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,333	1.57
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	3,080	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,537	1.20
計		51,547	24.41

(注) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表においては、当行と従業員ESOP信託口が一体であるとする会計処理に基づき、上記株式3,333千株を自己株式として計上しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,421,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 208,284,000	208,284	同上
単元未満株式	普通株式 1,416,615		同上
発行済株式総数	211,121,615		
総株主の議決権		208,284	

(注) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表においては、当行と従業員持株ESOP信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当中間(連結)会計期間末に従業員持株ESOP信託口が所有する当行株式3,333千株を含めて自己株式として計上しております。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社青森銀行	青森県青森市 橋本一丁目9番30号	1,421,000		1,421,000	0.67
計		1,421,000		1,421,000	0.67

(注) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表においては、当行と従業員持株ESOP信託口が一体であるとする会計処理に基づき、当中間(連結)会計期間末に従業員持株ESOP信託口が所有する当行株式3,333千株を含めて自己株式として計上しております。なお、当該株式は上記「自己株式等」には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	91,767	60,250
コールローン及び買入手形	-	60,000
買入金銭債権	286	576
商品有価証券	431	342
金銭の信託	566	-
有価証券	1, 7, 13 774,783	1, 7, 13 830,366
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,378,693	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,365,397
外国為替	2,697	4,630
リース債権及びリース投資資産	7 12,161	7 11,364
その他資産	7 23,410	7 22,368
有形固定資産	9, 10 23,416	9, 10 23,075
無形固定資産	2,204	2,011
繰延税金資産	8,670	5,988
支払承諾見返	16,624	17,037
貸倒引当金	18,168	15,449
資産の部合計	2,317,546	2,387,958
負債の部		
預金	7 2,050,085	7 2,089,866
譲渡性預金	58,550	134,540
コールマネー及び売渡手形	7 10,000	-
借入金	7, 11 57,050	7, 11 30,961
外国為替	18	2
社債	12 20,000	-
その他負債	12,374	20,075
賞与引当金	635	638
役員賞与引当金	19	16
退職給付引当金	3,103	3,168
役員退職慰労引当金	16	12
睡眠預金払戻損失引当金	416	381
再評価に係る繰延税金負債	9 2,613	9 2,605
支払承諾	16,624	17,037
負債の部合計	2,231,507	2,299,306

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	19,562	19,562
資本剰余金	12,916	12,916
利益剰余金	42,549	43,863
自己株式	869	1,422
株主資本合計	74,158	74,920
その他有価証券評価差額金	4,259	5,879
繰延ヘッジ損益	179	195
土地再評価差額金	9, 2,133	9, 2,119
その他の包括利益累計額合計	6,213	7,803
新株予約権	23	31
少数株主持分	5,643	5,896
純資産の部合計	86,039	88,652
負債及び純資産の部合計	2,317,546	2,387,958

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	26,822	27,398
資金運用収益	17,598	17,013
(うち貸出金利息)	13,246	12,540
(うち有価証券利息配当金)	4,192	4,350
役務取引等収益	2,566	2,629
その他業務収益	668	1,826
その他経常収益	5,989	5,929
経常費用	23,711	23,299
資金調達費用	1,761	1,310
(うち預金利息)	1,358	965
役務取引等費用	1,065	1,052
その他業務費用	-	502
営業経費	12,874	12,465
その他経常費用	8,008 ₁	7,967 ₁
経常利益	3,111	4,099
特別利益	17	35
固定資産処分益	2	35
償却債権取立益	14	
特別損失	41	120
固定資産処分損	38	61
減損損失	3	2
その他の特別損失	-	56 ₂
税金等調整前中間純利益	3,086	4,014
法人税、住民税及び事業税	573	229
法人税等調整額	867	1,589
法人税等合計	1,441	1,818
少数株主損益調整前中間純利益	1,645	2,195
少数株主利益	197	263
中間純利益	1,447	1,932

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,645	2,195
その他の包括利益	2,754	1,602
その他有価証券評価差額金	2,815	1,618
繰延ヘッジ損益	60	16
中間包括利益	4,399	3,797
親会社株主に係る中間包括利益	4,213	3,536
少数株主に係る中間包括利益	185	261

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,562	19,562
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,562	19,562
資本剰余金		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
利益剰余金		
当期首残高	41,211	42,549
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625
中間純利益	1,447	1,932
自己株式の処分	0	5
土地再評価差額金の取崩	-	12
当中間期変動額合計	817	1,314
当中間期末残高	42,029	43,863
自己株式		
当期首残高	531	869
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	13
当中間期変動額合計	0	552
当中間期末残高	532	1,422
株主資本合計		
当期首残高	73,159	74,158
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625
中間純利益	1,447	1,932
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	8
土地再評価差額金の取崩	-	12
当中間期変動額合計	816	762
当中間期末残高	73,976	74,920

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,570	4,259
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,827	1,619
当中間期変動額合計	2,827	1,619
当中間期末残高	8,397	5,879
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	153	179
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	60	16
当中間期変動額合計	60	16
当中間期末残高	214	195
土地再評価差額金		
当期首残高	2,333	2,133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	14
当中間期変動額合計	-	14
当中間期末残高	2,333	2,119
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,750	6,213
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,766	1,589
当中間期変動額合計	2,766	1,589
当中間期末残高	10,517	7,803
新株予約権		
当期首残高	-	23
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	7	8
当中間期変動額合計	7	8
当中間期末残高	7	31
少数株主持分		
当期首残高	5,371	5,643
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	175	253
当中間期変動額合計	175	253
当中間期末残高	5,546	5,896

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
純資産合計		
当期首残高	86,281	86,039
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625
中間純利益	1,447	1,932
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	8
土地再評価差額金の取崩	-	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,949	1,850
当中間期変動額合計	3,766	2,613
当中間期末残高	90,048	88,652

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,086	4,014
減価償却費	1,238	1,014
減損損失	3	2
貸倒引当金の増減()	211	2,719
賞与引当金の増減額(は減少)	11	2
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	3
退職給付引当金の増減額(は減少)	54	64
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	641	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	26	35
資金運用収益	17,598	17,013
資金調達費用	1,761	1,310
有価証券関係損益()	113	123
為替差損益(は益)	217	195
固定資産処分損益(は益)	36	26
商品有価証券の純増()減	47	88
貸出金の純増()減	25,605	13,296
預金の純増減()	50,773	39,781
譲渡性預金の純増減()	21,220	75,990
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	342	26,089
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	141	235
コールローン等の純増()減	60,006	60,289
コールマネー等の純増減()	-	10,000
外国為替(資産)の純増()減	1,167	1,932
外国為替(負債)の純増減()	3	16
リース債権及びリース投資資産の純増()減	402	797
資金運用による収入	17,695	17,589
資金調達による支出	2,124	1,618
その他	4,115	9,060
小計	43,897	43,155
法人税等の支払額	316	176
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,581	42,978
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	159,432	240,464
有価証券の売却による収入	45,705	139,610
有価証券の償還による収入	55,410	47,337
金銭の信託の減少による収入	-	566
有形固定資産の取得による支出	572	453
有形固定資産の売却による収入	57	39
無形固定資産の取得による支出	306	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	59,137	53,524

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	-	20,000
配当金の支払額	629	625
少数株主への配当金の支払額	10	8
自己株式の取得による支出	1	565
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	641	21,200
現金及び現金同等物に係る換算差額	11	7
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	16,209	31,753
現金及び現金同等物の期首残高	78,636	90,823
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 62,426	1 59,070

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 青銀甲田株式会社 青銀ビジネスサービス株式会社 あおぎんディーシーカード株式会社 あおぎんリース株式会社 あおぎんクレジットカード株式会社 あおぎん信用保証株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,948百万円(前連結会計年度末は20,953百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>
	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)</p>
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
	<p>(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
	<p>(15)ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準</p> <p>リース料を収受すべき時にその他経常収益とその他経常費用を計上する方法によっております。</p>

【会計方針の変更等】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計方針の変更) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式を含んでおりません。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,680百万円、延滞債権額は36,589百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,768百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額44,039百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,224百万円であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式を含んでおりません。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,982百万円、延滞債権額は36,027百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は16百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,529百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,555百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,078百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="172 230 730 439"> <tr> <td>有価証券</td> <td>114,028百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>1,544百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="172 338 730 439"> <tr> <td>預金</td> <td>6,956百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>37,340百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は28百万円、保証金は74百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、359,907百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが358,971百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	114,028百万円	リース債権及びリース投資資産	1,544百万円	預金	6,956百万円	コールマネー	10,000百万円	借入金	37,340百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table data-bbox="804 230 1362 331"> <tr> <td>有価証券</td> <td>40,524百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>2,074百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,279百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="804 371 1362 439"> <tr> <td>預金</td> <td>2,935百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>2,925百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券69,999百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は26百万円、保証金は60百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、367,078百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが366,478百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	40,524百万円	リース債権及びリース投資資産	2,074百万円	その他資産	1,279百万円	預金	2,935百万円	借入金	2,925百万円
有価証券	114,028百万円																				
リース債権及びリース投資資産	1,544百万円																				
預金	6,956百万円																				
コールマネー	10,000百万円																				
借入金	37,340百万円																				
有価証券	40,524百万円																				
リース債権及びリース投資資産	2,074百万円																				
その他資産	1,279百万円																				
預金	2,935百万円																				
借入金	2,925百万円																				

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,815百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 34,983百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,240百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,813百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 34,027百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は5,790百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<p>1. その他経常費用には、貸出金償却82百万円、貸倒引当金繰入額1,228百万円、株式等売却損523百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸出金償却48百万円、貸倒引当金繰入額706百万円、株式等売却損1,113百万円及び株式等償却195百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の特別損失は、連結子会社における事業譲渡に係る損失であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	211,121	-	-	211,121	
合計	211,121	-	-	211,121	
自己株式					
普通株式	1,211	5	1	1,215	注1、2
合計	1,211	5	1	1,215	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					7	
合計						7	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	629	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	629	利益剰余金	3.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日

当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	211,121	-	-	211,121	
合計	211,121	-	-	211,121	
自己株式					
普通株式	2,544	2,253	44	4,754	注1、2
合計	2,544	2,253	44	4,754	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加2,253千株のうち2,248千株は定款の定めによる取締役会決議による買受の増加、また5千株は単元未満株式の買取による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての新 株予約権					31	
合計						31	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	625	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	629	利益剰余金	3.0	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <p>平成22年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">63,412</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">430</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td style="text-align: right;">556</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">62,426</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	63,412	定期預け金	430	その他の預け金	556	現金及び現金同等物	62,426	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <p>平成23年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">60,250</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td style="text-align: right;">380</td> </tr> <tr> <td>その他の預け金</td> <td style="text-align: right;">799</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">59,070</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	60,250	定期預け金	380	その他の預け金	799	現金及び現金同等物	59,070
現金預け金勘定	63,412																
定期預け金	430																
その他の預け金	556																
現金及び現金同等物	62,426																
現金預け金勘定	60,250																
定期預け金	380																
その他の預け金	799																
現金及び現金同等物	59,070																

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(ア) 有形固定資産

銀行業務における店舗であります。

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

(ア) 有形固定資産

銀行業務における店舗であります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断されるもの及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	91,767	91,767	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,056	17,194	138
その他有価証券	755,804	755,804	
(3) 貸出金	1,378,693		
貸倒引当金(*1)	15,293		
	1,363,400	1,374,528	11,128
資産計	2,228,028	2,239,295	11,267
(1) 預金	2,050,085	2,051,317	1,232
(2) 譲渡性預金	58,550	58,550	
(3) 借入金	57,050	57,050	
負債計	2,165,685	2,166,917	1,232
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	
ヘッジ会計が適用されているもの	(300)	(300)	
デリバティブ取引計	(300)	(300)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、保証形式及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,168百万円増加、「繰延税金資産」は874百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,293百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全率、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超のものは、重要性が乏しいと判断し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	1,619
非上場外国株式(*1)	0
組合出資金(*3)	293
その他	8
合 計	1,923

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について6百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと判断されるもの及び時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	60,250	60,250	
(2) コールローン及び買入手形	60,000	60,000	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	17,068	17,248	180
その他有価証券	811,356	811,356	
(4) 貸出金	1,365,397		
貸倒引当金(*1)	12,797		
	1,352,600	1,365,074	12,474
資産計	2,301,275	2,313,930	12,654
(1) 預金	2,089,866	2,091,031	1,164
(2) 譲渡性預金	134,540	134,540	
(3) 借入金	30,961	30,961	
負債計	2,255,367	2,256,532	1,164
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの			
ヘッジ会計が適用されているもの	(328)	(328)	
デリバティブ取引計	(328)	(328)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自行保証付私募債は、保証形式及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載してあります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、保全率、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超のものは、重要性が乏しいと判断し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1,615
非上場外国株式(*1)	0
組合出資金(*2)	320
その他	4
合 計	1,941

(*1) 非上場株式及び非上場外国株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	6,130	6,242	111
	その他	5,114	5,196	81
	小計	11,244	11,438	193
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	200	199	0
	その他	5,611	5,557	54
	小計	5,811	5,756	54
合計		17,056	17,194	138

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	4,130	3,445	685
	債券	546,191	534,266	11,924
	国債	270,457	264,238	6,218
	地方債	167,536	163,726	3,810
	社債	108,197	106,301	1,895
	その他	24,092	22,196	1,895
	外国証券	20,267	18,744	1,523
	その他	3,824	3,451	372
	小計	574,414	559,908	14,506
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	19,780	24,016	4,236
	債券	131,171	132,109	938
	国債	68,519	69,146	627
	地方債	23,162	23,295	132
	社債	39,489	39,667	178
	その他	30,438	32,598	2,160
	外国証券	15,437	15,591	154
	その他	15,000	17,007	2,006
	小計	181,390	188,725	7,335
合計		755,804	748,633	7,171

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、46百万円(株式)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものと時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものとから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	6,421	6,527	105
	その他	5,564	5,681	117
	小計	11,985	12,208	222
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	200	199	0
	その他	4,882	4,840	41
	小計	5,082	5,040	42
合計		17,068	17,248	180

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,032	2,295	736
	債券	647,467	630,975	16,491
	国債	308,444	301,487	6,956
	地方債	194,192	186,906	7,285
	社債	144,830	142,582	2,248
	その他	15,355	14,341	1,013
	外国証券	14,215	13,216	998
	その他	1,139	1,124	14
	小計	665,854	647,612	18,241
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,661	22,798	5,137
	債券	90,560	90,638	78
	国債	13,633	13,648	14
	地方債	6,875	6,879	3
	社債	70,050	70,110	59
	その他	37,280	40,421	3,140
	外国証券	21,179	21,489	309
	その他	16,101	18,931	2,830
	小計	145,502	153,858	8,356
合計		811,356	801,471	9,885

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、195百万円(株式)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落したものと時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したものとから時価の回復する見込みがあると認められる場合を除いたものを減損処理の対象としております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額(百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの (百万円)	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	566	566			

(注) 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金 (平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,171
その他有価証券	7,171
() 繰延税金負債	2,899
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,271
() 少数株主持分相当額	12
その他有価証券評価差額金	4,259

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金 (平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,885
その他有価証券	9,885
() 繰延税金負債	3,994
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,890
() 少数株主持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	5,879

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	48		0	0
	買建	76		0	0
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建					
買建					
	合計			0	0

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	5,000	5,000	300
	合計				300

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	5,000	5,000	328
	合計				328

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額および科目名
営業経費 7百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名及び当行執行役員4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 165,000株
付与日	平成22年7月30日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成22年7月31日～平成52年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	188円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額および科目名
営業経費 16百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名及び当行執行役員4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 158,800株
付与日	平成23年7月29日
権利確定条件	権利確定条件を定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間を定めていない
権利行使期間	平成23年7月30日～平成53年7月29日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	224円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。

従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業務」及び「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業務」は主に預金業務や貸出業務、有価証券投資業務や為替業務等の金融取引を行っております。「リース業務」は主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	20,838	2,652	23,490	3,331	26,822		26,822
(2) セグメント間の内部経常収益	172	296	468	321	790	790	
計	21,010	2,948	23,959	3,653	27,613	790	26,822
セグメント利益	2,745	154	2,899	218	3,118	6	3,111
セグメント資産	2,283,797	13,821	2,297,619	24,066	2,321,686	19,981	2,301,704
その他の項目							
減価償却費	1,176	59	1,235	3	1,238		1,238
資金運用収益	17,583	4	17,587	141	17,729	131	17,598
資金調達費用	1,689	99	1,788	98	1,887	125	1,761
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	520	94	615	3	619		619

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、割賦販売業務、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3. 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権等の相殺消去であります。

(3) 資金運用収益の調整額は、セグメント間の貸出金利息等の相殺消去であります。

(4) 資金調達費用の調整額は、セグメント間の借入金利息等の相殺消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。

従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業務」及び「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業務」は主に預金業務や貸出業務、有価証券投資業務や為替業務等の金融取引を行っております。「リース業務」は主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	21,671	2,652	24,324	3,074	27,398		27,398
(2) セグメント間の内部経常収益	129	201	330	213	543	543	
計	21,801	2,853	24,654	3,287	27,942	543	27,398
セグメント利益	3,653	181	3,834	270	4,105	5	4,099
セグメント資産	2,371,065	12,503	2,383,569	20,716	2,404,286	16,327	2,387,958
その他の項目							
減価償却費	945	66	1,012	2	1,014		1,014
資金運用収益	17,006	3	17,009	101	17,110	97	17,013
資金調達費用	1,248	79	1,328	75	1,404	93	1,310
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	501	97	599		599		599

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、割賦販売業務、クレジットカード業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3. 調整額は、以下の通りであります。

- (1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権等の相殺消去であります。
 - (3) 資金運用収益の調整額は、セグメント間の貸出金利息等の相殺消去であります。
 - (4) 資金調達費用の調整額は、セグメント間の借用金利息等の相殺消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,246	4,841	2,652	6,082	26,822

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が、中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12,545	6,285	2,652	5,714	27,398

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が、中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	3		3		3

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	2		2		2

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
1 株当たり純資産額	円	385.33	400.85

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	86,039	88,652
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	5,666	5,928
(うち新株予約権)	百万円	23	31
(うち少数株主持分)	百万円	5,643	5,896
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	80,372	82,723
1 株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	208,576	206,367

2. 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	6.89	9.31
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,447	1,932
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,447	1,932
普通株式の期中平均株式数	千株	209,907	207,523
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	6.89	9.30
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	26	169
うち新株予約権	千株	26	169
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	91,328	59,793
コールローン	-	60,000
買入金銭債権	286	576
商品有価証券	431	342
金銭の信託	566	-
有価証券	1, 7, 13 774,687	1, 7, 13 830,272
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,387,938	2, 3, 4, 5, 6, 8 1,373,389
外国為替	2,697	4,630
その他資産	7 7,795	7 7,377
有形固定資産	9, 10 22,756	9, 10 22,392
無形固定資産	2,152	1,966
繰延税金資産	7,859	5,113
支払承諾見返	16,624	17,037
貸倒引当金	14,695	12,282
資産の部合計	2,300,428	2,370,610
負債の部		
預金	7 2,054,603	7 2,094,709
譲渡性預金	59,550	135,540
コールマネー	7 10,000	-
借入金	7, 11 46,000	11 19,740
外国為替	18	2
社債	12 20,000	-
その他負債	7,702	15,305
未払法人税等	29	70
リース債務	973	910
その他の負債	6,699	14,324
賞与引当金	618	604
役員賞与引当金	-	8
退職給付引当金	3,041	3,101
睡眠預金払戻損失引当金	416	381
再評価に係る繰延税金負債	9 2,613	9 2,605
支払承諾	16,624	17,037
負債の部合計	2,221,188	2,289,037

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	19,562	19,562
資本剰余金	12,916	12,916
資本準備金	12,916	12,916
利益剰余金	41,394	42,683
利益準備金	6,646	6,646
その他利益剰余金	34,748	36,036
別途積立金	31,000	32,000
繰越利益剰余金	3,748	4,036
自己株式	869	1,422
株主資本合計	73,003	73,739
その他有価証券評価差額金	4,258	5,878
繰延ヘッジ損益	179	195
土地再評価差額金	9 2,133	9 2,119
評価・換算差額等合計	6,212	7,802
新株予約権	23	31
純資産の部合計	79,239	81,573
負債及び純資産の部合計	2,300,428	2,370,610

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
経常収益	21,011	21,759
資金運用収益	17,583	17,005
(うち貸出金利息)	13,231	12,533
(うち有価証券利息配当金)	4,192	4,350
役務取引等収益	2,596	2,654
その他業務収益	668	1,826
その他経常収益	163	272
経常費用	18,298	18,118
資金調達費用	1,688	1,247
(うち預金利息)	1,361	967
役務取引等費用	1,272	1,258
その他業務費用	-	502
営業経費	¹ 13,464	¹ 12,884
その他経常費用	² 1,873	² 2,225
経常利益	2,712	3,641
特別利益	4	-
固定資産処分益	2	-
償却債権取立益	1	-
特別損失	41	62
固定資産処分損	38	60
減損損失	3	2
税引前中間純利益	2,674	3,578
法人税、住民税及び事業税	422	20
法人税等調整額	833	1,651
法人税等合計	1,255	1,671
中間純利益	1,419	1,906

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,562	19,562
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	19,562	19,562
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
資本剰余金合計		
当期首残高	12,916	12,916
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	12,916	12,916
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	6,461	6,646
当中間期変動額		
剰余金の配当	125	-
当中間期変動額合計	125	-
当中間期末残高	6,587	6,646
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	30,500	31,000
当中間期変動額		
別途積立金の積立	500	1,000
当中間期変動額合計	500	1,000
当中間期末残高	31,000	32,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,148	3,748
当中間期変動額		
剰余金の配当	755	625
別途積立金の積立	500	1,000
中間純利益	1,419	1,906
自己株式の処分	0	5
土地再評価差額金の取崩	-	12
当中間期変動額合計	163	288
当中間期末残高	3,311	4,036
利益剰余金合計		
当期首残高	40,109	41,394
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
別途積立金の積立	-	-
中間純利益	1,419	1,906
自己株式の処分	0	5
土地再評価差額金の取崩	-	12
当中間期変動額合計	789	1,288
当中間期末残高	40,898	42,683
自己株式		
当期首残高	531	869
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	13
当中間期変動額合計	0	552
当中間期末残高	532	1,422
株主資本合計		
当期首残高	72,056	73,003
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625
中間純利益	1,419	1,906
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	8
土地再評価差額金の取崩	-	12
当中間期変動額合計	788	736
当中間期末残高	72,845	73,739
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,569	4,258
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,828	1,620
当中間期変動額合計	2,828	1,620
当中間期末残高	8,397	5,878
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	153	179
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	60	16
当中間期変動額合計	60	16
当中間期末残高	214	195
土地再評価差額金		
当期首残高	2,333	2,133
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	14
当中間期変動額合計	-	14
当中間期末残高	2,333	2,119
評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,749	6,212

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,767	1,589
当中間期変動額合計	2,767	1,589
当中間期末残高	10,516	7,802
新株予約権		
当期首残高	-	23
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	7	8
当中間期変動額合計	7	8
当中間期末残高	7	31
純資産合計		
当期首残高	79,806	79,239
当中間期変動額		
剰余金の配当	629	625
中間純利益	1,419	1,906
自己株式の取得	1	565
自己株式の処分	0	8
土地再評価差額金の取崩	-	12
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,775	1,597
当中間期変動額合計	3,563	2,334
当中間期末残高	83,370	81,573

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,948百万円（前事業年度末は20,953百万円）であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
	<p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6 . 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 . ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
8 . 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>

【会計方針の変更等】

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
(会計方針の変更) 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)」を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>1. 関係会社の株式総額 27百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,122百万円、延滞債権額は35,330百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,583百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,037百万円であります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,224百万円であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式総額 27百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,404百万円、延滞債権額は34,993百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は16百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,393百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,807百万円あります。</p> <p>なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,078百万円あります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>114,028百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>6,956百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>36,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券71,091百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は28百万円、保証金は24百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、337,698百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが336,762百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	114,028百万円	担保資産に対応する債務		預金	6,956百万円	コールマネー	10,000百万円	借入金	36,000百万円	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>40,524百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,935百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券69,999百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は26百万円、保証金は24百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約束する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、350,378百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが349,778百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	有価証券	40,524百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,935百万円
有価証券	114,028百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	6,956百万円																
コールマネー	10,000百万円																
借入金	36,000百万円																
有価証券	40,524百万円																
担保資産に対応する債務																	
預金	2,935百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,815百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 31,906百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>12. 社債は、劣後特約付社債であります。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,240百万円であります。</p>	<p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,813百万円</p> <p>10. 有形固定資産の減価償却累計額 31,446百万円</p> <p>11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,790百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)								
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>756百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>411百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,095百万円及び株式等売却損523百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	756百万円	無形固定資産	411百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>573百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>364百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額612百万円、株式等売却損1,113百万円及び株式等償却195百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	573百万円	無形固定資産	364百万円
有形固定資産	756百万円								
無形固定資産	411百万円								
有形固定資産	573百万円								
無形固定資産	364百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,211	5	1	1,215	注1、2
合計	1,211	5	1	1,215	

注1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売却による減少であります。

当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2,544	2,253	44	4,754	注1、2
合計	2,544	2,253	44	4,754	

注1. 普通株式の自己株式の増加2,253千株のうち2,248千株は定款の定めによる取締役会決議による買受による増加、また5千株は単元未満株式の買取による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

(リース取引関係)

ファイナンスリース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、現金自動設備(ATM)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、現金自動設備(ATM)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	27
関連会社株式	
合計	27

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間 (平成23年 9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式			
関連会社株式			
合計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	27
関連会社株式	
合計	27

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	6.76	9.18
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,419	1,906
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,419	1,906
普通株式の期中平均株式数	千株	209,907	207,523
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	6.76	9.17
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	26	169
うち新株予約権	千株	26	169
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(会計方針の変更)

第1四半期会計期間より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月11日開催の取締役会において、第104期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 629百万円

1株当たりの中間配当金 3円00銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成23年12月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 村 文 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 澤 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 武 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 . 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月18日

株式会社青森銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 村 文 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 澤 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 武 男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社青森銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社青森銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。